

製品安全データシート (MSDS)

1. 製品及び会社情報

製品名：ミラダン

会社名：(株)JSP

住 所：東京都千代田区丸の内3丁目4番2号 新日石ビル

担当部門：産業資材カンパニー 担当者 飯野 勇一

電話番号：03(6212)6343 FAX 番号：03(6212)6349

緊急連絡先：(株)JSP 鹿沼第一工場 産業資材カンパニー 生産技術グループ

電話番号：0289(76)2211

2. 組成、成分情報 単一製品・混合物の区別 混合物

化学名	ポリエチレン	ブタン
成分及び含有量	97.0～99.9 wt%	0.1～3.0 wt%
化学式又は構造式	$(-C_2H_4-)_n$	C_4H_{10}
官報公示整理番号(化審法)	(6)-1	(2)-4
CAS No	9002-88-4	106-97-8 (n) 75-28-5 (イ)
国連分類及び国連番号(分類)	該当しない	2
(番号)	該当しない	1011 (n) 1969 (イ)

3. 危険有害性の要約

分類の名称：可燃性固体

危険性：1. 消防法指定可燃物である。

2. シート中の発泡剤ガスは緩やかに揮発する。

3. 発泡剤ガスは空気中で一定濃度に達すると、何らかの火源により火災、爆発を起こすことがある

有害性：発泡剤ガスは高濃度の場合、窒息性、麻酔性がある。

4. 応急処置

目に入った場合：切り屑等が目に入ったときは、目を擦らずに清浄な水で洗い流す。

皮膚に付着した場合：障害を及ぼす恐れはほとんどないが、かゆみなどの異常を感じるようであれば医師の診断を受ける

吸入した場合：ガスを吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移し、安静・保温を保ち、医師の診断を受ける

飲み込んだ場合：起りくいが、飲み込んででも急性毒性はない。大量に飲み込んだ場合は、医師の診断を受ける。

5. 火災時の処置

消火方法：直ちに消防署への通報するとともに、着火源をたち、風上から消火器・大量の水で消火する。黒煙を吸い込まないように注意する。消火作業をするときは、防火服呼吸器具を着用する

消火剤：水、粉末消火器、泡消火器

6. 漏出時の処置

シート状の形態であるので該当しない。

除去方法：散逸した場合は拾い集めて回収する。この時、着火源になるものを近づけない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：1 .20立方メートル以上を貯蔵・取扱う場合は所轄消防署長への届出が必要です。

2 .貯蔵・取扱う場合は火気厳禁にする。

3 .静電気、衝撃花火などの着火源が生じないように注意する。

4 .成型作業では、溶融により低分子量成分の揮発が生じるので、これを排除するための有効な局所排気装置等を設置する。

保管：1 .発泡剤ガスが滞留しないように通風、換気を行う。

2 .直射日光があたらないように保管する。

8. 暴露防止及び保護処置

管理濃度：未測定

許容濃度：ブタン

日本産業衛生学会(2002年度版) 500ppm 1200mg / m³

ACGIH(TWA)(2001年度版) 800ppm 1900mg / m³

設備対策：揮発した発泡剤ガスが滞留しないように、適正に換気を行う。

保護具：シートのエッジで手を切る可能性があるため、手袋を着用することが望ましい

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 発泡ポリエチレンシート

形状： 多孔質シート状固体

色： 白

臭い： なし

融解性： 水、低級アルコールに不溶その他の有機溶剤に可溶

物理学的状態が変化する特定の温度 / 温度範囲

融点： データなし

引火点： "

発火点： "

爆発限界 上限： "

(vol%) 下限： "

可燃性： 有り(指定可燃物)

発火性： データなし

粉塵爆発性： ”

10 . 安定性及び反応性

安定性：一般的な取扱いにおいて安定

自己反応性・爆発性：なし

11 . 有害性情報

発泡ポリエチレンシートに関してデータなし

12 . 環境影響情報

分解性：該当データなし

蓄積性：該当データなし

その他：オゾン層破壊物質であるフロン、ハロン等は使用していない。

13 . 廃棄上の注意

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って焼却又は埋め立てを行う。地方自治体の規制がある場合にはそれに従うこと（回収リサイクルが可能である）。

14 . 輸送上の注意

- 1 . 喫煙・溶接の火花などの発火源のない、風通しのよい場所で荷役作業を行う。
- 2 . 積荷の近くは火気厳禁とする。
- 3 . トラック輸送時には通気性を考慮の上、シート掛けを行う。
- 4 . トラック輸送には消火器を備える。
- 5 . 水濡れ、荷崩れ防止処置を行う。
- 6 . 包装を傷つけたり、破袋させるような乱暴な取扱いをしない。

15 . 適用法令

消防法：指定可燃物（火災予防条例準則34条）（合成樹脂類）

労働安全衛生法：有害物（施行令第18条別表9）

（ブタン）：可燃性ガス（施行令別表1危険物）

次のいずれの法律にも規制されない。

化審法、毒物劇物取締法、船舶安全法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、P R T R法

16 . その他（引用文献等）

以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。

また、注意事項は通常の手配を対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には用途、用法に適した安全対策を実施の上ご利用ください。

以上は情報提供であって、保証するものではありません。